

## 入学料免除申請必要書類チェックリスト

申請必要書類一覧に掲げる書類のうち、必要な書類を確認するためのチェックリストです。  
 複数項目に該当する場合は、該当する項目の必要書類（マイナンバーが記載されていないもの）をすべて提出してください。

★入学料免除申請書、家庭調書、提出書類確認票、所得証明書、罹災証明書の写の5点は、申請者全員が提出する書類です。

### 【1】家族構成

※罹災額（住宅修繕費など）が発生している場合は「罹災額が確認できる書類」を提出してください。

所得証明書に加えてこれらの書類が必要です（どちらかを提出ということではありません）

給与収入者	前年1月1日以前から現在の職に就いている	II-1 令和5年分源泉徴収票の写	令和5年度所得証明書（令和4年分）
	前年1月2日以降に就職・転職した人	II-1 給与支払（見込）証明書	
年金受給者		II-2 令和5年分公的年金等の源泉徴収票の写	
自営業者	前年（令和5年）以前から継続して所得がある人	II-3 令和5年分確定申告書の写又は令和6年度市民税・県民税申告書の写	
	令和6年以降に開業・起業した人	II-3 収支内訳（見込）申告書	
給与収入者で年金受給者、給与収入者で自営業者等 複数兼ねている人		II-1, II-2, II-3など該当する書類	
内職をしている人		II-4 内職で得た収入の証明書	
無職の人（60歳以上の高齢年金受給者を除く）	失業保険を受給している人	III-7 雇用保険受給資格者証の写	
	障害年金・遺族年金を受けている人	II-2 年金振込通知書 並びに III-7 無職申立書及び健康保険証の写	
令和5年4月以降に臨時所得（退職金等）のあった人	上記以外で無職の人	III-7 無職申立書及び健康保険証の写 II-5 臨時所得が確認できる書類の写	

就学者及び未就学児 （※）印は、家庭調書では就学者に含めませんので、「就学者を除く家族」欄に記入してください。	在学 学校の種類	国立の大学・高専	III-6 授業料免除証明書
		公・私立の大学・高専・専修学校	III-6 在学証明書
		予備校・農業大学校・防衛大学校等（※）	III-6 在学証明書
		小・中・高校	→ 証明書類不要
		小学校入学前の乳幼児（※）	→ 証明書類不要

申請者本人	令和6年4月現在の平均月収	8万円以上	勤務開始時期に応じて II-1 令和5年分源泉徴収票の写又は給与支払（見込）証明書 ※所得証明書は不要
		8万円未満又は無収入	証明書類不要

### 【2】家族構成の補足・・・該当する人だけ提出してください

母子・父子家庭	母子の証 父 母子家庭	母又は父の源泉徴収票・確定申告書・所得証明書等に寡婦（夫）控除の記載がある場合	母子・父子家庭証明書は不要
		遺族年金を受給している場合（死別のみ）	II-2 遺族年金の振込通知書等の写
		児童扶養手当を受給している場合	III-11 児童扶養手当証書の写
	母子又は父子家庭であることが他の証明書類で確認できない場合		III-11 母子・父子家庭証明書又は戸籍全部事項証明書

主たる家計支持者が無職又は世帯収入が100万円未満の場合	III-9 経済生活状況申告書（日本人学生用）
------------------------------	-------------------------

障害者のいる世帯	障害者手帳を持っている人	III-12 障害者手帳の写
	障害者年金を受給している人	II-2 障害年金振込通知書の写
	介護保険「要介護5」の認定を受けた人	III-12 介護保険被保険者証（要介護5）の写
	上記以外の人	III-12 医師等の診断書

令和6年4月時点で6ヶ月以上にわたり療養中の 人又は療養を必要とする人がいる場合	III-13 医師等の診断書及び最近月の医療費の領収書の写
---	-------------------------------

主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の場合	III-14 最近月の電気・ガス・水道代、住居費の領収書の写
-----------------------	--------------------------------

生活保護を受けている場合	III-10 保護決定（変更）通知書の写
--------------	----------------------

過去1年以内に火災・風水害・盗難等の被害に遭い、長期（2年）にわたり収入が減少したり、支出が増大すると見込まれる場合	III-15又はIII-16 「罹災証明書」及び罹災額が確認できる書類の写又は「盗難届出証明書」及び被害額が確認できる書類の写
--	--

令和5年4月以降に主たる家計支持者が死亡した場合	III-17 死亡診断書 並びに II-5 死亡保険金支払額証明書及び退職金支給額証明書（該当がある場合）
--------------------------	---